

石川県起業促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県起業促進補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「施行令」という。）、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、能登3市3町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）において起業等を行う者に対し、施設整備に要する経費の一部を補助することで、能登の復興に必要な地域の活力や社会基盤の維持を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 (1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業等を行う者に対して交付する。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。

（ア）新たに起業する場合

令和6年1月1日以降かつ起業促進補助金事業（以下「補助事業」という。）の実績報告書提出日までに、個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

（イ）第三者承継又は第二創業する場合

令和6年1月1日以降補助事業の実績報告書提出日までに、事業承継又は第二創業により事業を実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等であること。

② 商工会・商工会議所の支援を受け、起業等を行う者であること。

③ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

④ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 起業等を行う地域における災害に起因する地域課題の解決に資すること。

② 能登3市3町内に事業所等（仮設または臨時の店舗等の設置が恒常的ではないものを除く。）を新たに設置すること。

③ 5年以上継続することが見込まれる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）

- (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 公序良俗に反する事業
 - (3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある場合等）
 - (4) 法人格のない任意団体

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、能登3市3町での起業等に必要な施設整備（建設・購入・修繕）に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 前条に掲げる補助対象経費のうち予算の範囲内において補助金を補助事業者に交付するものとする。補助率および補助上限の区分は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金交付申請を、別記様式第1号により、必要な書類を添えて提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定（別記様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登地震による被害を受けた日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性が予算書等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助金の経理)

第9条 この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補助金の変更申請)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の30パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第7号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業の報告を求め、又は関係職員に命じ、帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等を検査させることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、規則第13条の規定による補助事業実績報告書を、別記様式第4号により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は前条の報告を受けた場合には、その書類の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第10条により承認した場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 規則第16条第2項の規定による補助金（精算）請求書は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第17条 知事は、規則第17条に定めるもののほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後も善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第8号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に前項の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 規則第20条第1項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が定める期間とする。
- 2 規則第20条第1項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 補助事業者は、第1項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第9号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した別記様式第10号による「産業財産権等取得等届出書」を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第21条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第24条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別表1 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助対象経費	補助率	補助限度額等
起業促進補助金事業に係る経費	新たな起業：2／3 その他：1／2	上限 3,000,000 円（千円未満切り捨て）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

石川県知事

殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

令和7年度石川県起業促進補助金交付申請書

令和 年 月 日

石川県知事 様

住 所
申 請 者 名
代表者職 氏名

令和7年度において、石川県起業促進補助金事業を下記により実施したいので、石川県補助金交付規則第4条の規定により起業促進補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金交付申請額	金	円

(千円未満切り捨て)

2 補助事業の目的及び概要 (別紙「補助事業計画書」のとおり)

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙「補助事業計画書」のとおり)

4 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

※押印を省略する場合に記載

発行責任者	_____
連絡先	_____
担当者	_____
連絡先	_____

経第 号
令和 年 月 日

(補助事業者の氏名又は名称) 様

石川県知事 馳 浩

令和7年度石川県起業促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和7年度石川県起業促進補助金については、石川県補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することとしましたので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業内容並びに補助事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度石川県起業促進補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとし、補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分を30%以上変更する場合には、あらかじめ、知事の承認を受けること。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金の額	金	円
3. 補助事業を中止し、または廃止する場合は知事の承認を受けること。
4. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
5. この補助金の交付については、石川県補助金交付規則及び石川県起業促進補助金交付要綱によるものとする。

令和7年度石川県起業促進補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

石川県知事 様

住 所	
申 請 者 名	
代表者職 氏名	

令和 年 月 日付け経第 号で交付決定通知のあった令和7年度石川県起業促進補助金事業を下記のとおり変更したいので、石川県補助金交付規則第6条及び石川県起業促進補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額

変更前の額：	円	①
変更後の額：	円	②
差引減額申請額：	円	①-②

2 変更の理由・内容

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

※押印を省略する場合に記載

発行責任者 _____
連絡先 _____
担当者 _____
連絡先 _____

令和7年度石川県起業促進補助金実績報告書

令和 年 月 日

石川県知事 様

住 所
申 請 者 名
代表者職 氏名

令和 年 月 日付け経第 号の交付決定通知に基づき、令和7年度石川県起業促進補助金事業を実施したので、石川県補助金交付規則第13条及び石川県起業促進補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

補助事業完了日 令和 年 月 日

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

※押印を省略する場合に記載

発行責任者	_____
連絡先	_____
担当者	_____
連絡先	_____

令和7年度石川県起業促進補助金請求書

令和 年 月 日

石川県知事 様

令和 年 月 日付経第 号で確定の通知があった石川県起業促進補助金として、下記の金額を交付されるよう石川県補助金交付規則第16条及び石川県起業促進補助金交付要綱第16条の規定により請求します。

記

請求金額 金 _____ 円 (千円未満切り捨て)

内訳	交付決定額	円
	交付確定額	円
	(交付済額)	円)
	(精算請求額)	円)
	(残 額)	円)

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			

住 所	
申請者名	
代表者職 氏名	

※押印を省略する場合に記載

発行責任者	_____
連絡先	_____
担当者	_____
連絡先	_____

別記様式第6号

経第 号
令和 年 月 日

(補助事業者の氏名又は名称) 様

石川県知事 馳 浩

令和7年度 石川県起業促進補助金の額の確定について

令和 年 月 日経第 号により交付決定した標記補助金については、石川県補助金交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

石川県起業促進補助金 事故報告書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所

申 請 者 名

代表者職 氏名

石川県起業促進補助金交付要綱第12条の規定により、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額

円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

※押印を省略する場合に記載

発行責任者

連絡先

担 当 者

連絡先

別記様式第 8 号

取得財産等管理台帳

区分	財産名	数量	金額	取得日	処分制限期間	設置場所
例) (ア)	木造店舗	1	6,000,000円	R7.4.1	取得から〇年	自社敷地内 (〇〇市〇 〇1丁目1番 地)

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第19条第1項に定める期間を記載すること。

令和7年度石川県起業促進補助金
取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日

石川県知事 様

住 所
申 請 者 名
代表者職 氏名

令和7年度石川県起業促進補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

--

2 取得価格及び時価

--

3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること）

--

4 処分の理由

--

※押印を省略する場合に記載

発行責任者	_____
連絡先	_____
担当者	_____
連絡先	_____

起業促進補助金 産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日

石川県知事 殿

住 所
申 請 者 名
代表者職 氏名

石川県起業促進補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）